

2017年5月15日

四国電力株式会社取締役社長
佐伯 勇人 様

原子力民間規制委員会・いかた
事務局長 堀内美鈴
〒790-8799愛媛県松山市三番町3-5-2
松山中央郵便局私書箱125号
電話080-3161-3102

原子力民間規制委員会・東京
代表 菅井益郎
〒101-0061東京都千代田区三崎町2-6-2
ダイナミックビル5F
メール mkiseii.t@gmail.com

19項目の規制勧告について回答を求めます

日本の原子力は、原子力規制委員会が規制することになっています。しかし、その規制には問題があります。2013年7月に発表された「新規制基準」では、炉心損傷防止対策として、「①弁を開放して減圧し、②可搬式注水施設（消防車）による炉心への注水」と指示しています。けれども原子炉は、圧力を加えて水にし、その水で冷しています。弁を開放して減圧したら、原子炉の水は蒸発し、原子炉は空焚きになってしまいます。そして消防車の給水量ではまるで不足です。ECCS（緊急炉心冷却装置）ポンプでなければ炉心の冷却ができないことを無視しています。

しかも、福島（2011）、スリーマイル島（1979）、美浜（1991）など過去の事故の教訓も、原子力規制委員会は忘れています。これでは実際に起こった事故が再現することになります。

【DBAによる設計変更が必要】

DBA（Design Basis Accidents 設計基準事故）に基づく設計とは、想定した事故を防ぐために科学技術を用いて設計することをいいます。具体的には、ECCSで冷却し、格納容器で放射能を閉じ込めることになります。これまで発生した原子炉事故（過酷事故、過酷寸前事故）は、当然、DBAの対象となります。そこで、原発ごとに原子力民間規制委員会（以下、民間規制委）を設立して、各電力会社に適切なDBAによる設計変更をおこなうよう勧告します。

福島事故では、電源が確保できなかつたため、原子炉の水位、圧力、温度が長時間測定できませんでした。福島第一原発1号機と3号機では、水位の測定ができたときには、原子炉はすでに空焚きになっていました。原子炉の測定ができないのですから、とても科学技術というわけにはいきません。さらに、WH型の伊方3号機では、蒸気発生器の逆U字管上部に水素が溜まり、水流が止まる問題は深刻です。循環ポンプが振動して使えず、原子炉の冷却ができないことになります。したがって、配管中の水素対策が必要です。放射能大気の中で作業する免震重要棟は山の上ではなく、地下に建設するべきです。など。

【民間規制委による勧告の効果】

伊方3号機が再稼働されるまえに、民間規制委は貴社に「逃し弁の開放禁止、ECCS使用の徹底」など19項目を勧告しました。これらの勧告は、実際に起こった事故をDBAとする設計変更の勧告、および立地を問題とする勧告ですから、この勧告を拒否することは、「同様の事故が起こって周辺住民が災害を受けてもしかたがない」とすることになり、未必の故意の犯罪になります。

したがって、勧告の対象となる貴社は、犯罪者の汚名を受けないようにするには、民間規制委の勧告を無視できないことになります。

貴社は、これらの19項目の勧告について、民間規制委の2回のヒアリングを経ました。不明確であったり未回答な事項について、昨年12月9日付けで『第3回ヒアリングにおいて回答を求める事項』を送付しました。WH型の伊方3号機は、原子炉が沸騰するような重大事故の場合、自然循環が成り立たなくなります。設計上の欠陥です。改良された装置も備えられていません。あとは手順書で対応するしかありません。実際に日本で起きた原発事故の再発防止にかかわる問題です。

『第3回ヒアリングにおいて回答を求める事項』について、本年5月31日までに回答するように求めます。

以上